

2009年10月26日

国土交通大臣 前原 誠司 様

水源開発問題全国連絡会
共同代表 嶋津 暉之
共同代表 遠藤 保男

補助ダムの駆け込み建設への緊急対応の提言

必要性が失われた新規ダム事業の全面見直しの明言に厚く感謝いたします。

別紙「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」のうち、補助ダムについては、一部の事業県が、駆け込みでダム建設に向けた既成事実作りに躍起となっています。是非とも、緊急な対応をお願いいたします。

補助ダムに関する最新情報

① 石木ダム（長崎県）

長崎県はダム予定地に住む13世帯の所有地を強制収用すべく、土地収用法に基づく事業認定申請に先立つ事前説明会を10月23日に行いました。県は近々、九州地方整備局に対して事業認定申請を行うとしています。

② 内海ダム再開発（香川県）

10月21日、新内海ダムの本体建設工事の入札で、飛島・田村・安井特定建設工事共同企業体（JV）が落札し、本体工事の直前まで進みました。地権者は土地収用の事業認定取り消し訴訟を提起していますが、現行法では係争中であっても工事を止めることができません。

③ 辰巳ダム（石川県）

辰巳ダム予定地の未買収地（地権者約650人）について、土地収用法が適用され、事業認定取り消し訴訟が提起され、係争中です。更に、係争中にもかかわらず、石川県収用委員会は県の強制収用を認める裁決を出し、10月21日までに関係者に送付しました。来年4月までに県はすべての用地取得が完了することになっており、それに対して地権者は裁決の取り消しを求める行政訴訟を提起する予定です。

④ 路木ダム（熊本県）

熊本県は来年1月に路木ダムの本体工事の入札を行うこととしています。10月上旬に行われた入札で、落札者の確定前に参加業者名と入札金額がインターネット上に公開されるミスがあり、やり直しとなった日程ですが、県が今年度中に本体工事まで進めようとしている状況です。地元住民が蒲島郁夫県知事に対して路木ダムへの支出差し止めを求める住民訴訟を提起し、10月21日に初公判が行われています。

緊急対応の提言

1 土地収用法による強制収用のための事業認定申請がされる石木ダムについては事業認定の審査をストップすると同時に平成21年度以降の補助金を凍結してください。

別紙「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」の②、④の審査を進め、同ダムの不要性が明らかになった段階で認定申請を却下してください。

2 土地収用法による強制収用に向けた手続きが進み、事業認定取り消し訴訟で係争中の内海ダム再開発、辰巳ダムについては平成21年度以降の補助金を凍結し、住民による司法への訴えの利益を確保してください。その間、補助金支出官庁として、別紙「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」の②、④でこれらのダム事業の見直しを進めてください。

3 住民訴訟中の路木ダムについては、平成21年度以降の補助金支出を凍結し、地方自治法に基づいた住民の司法への訴えの利益を確保してください。その間、補助金支出官庁として、別紙「河川行政の徹底見直しを実現するための提言」の②、④で同ダム事業の見直しを進めてください。

以上

連絡先 水源開発問題全国連絡会 遠藤保男
〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町6-2-28
電話&FAX 045-561-8186
携帯電話 09086828610
メールアドレス yakkun@mvd.biglobe.ne.jp